

令和8年度福岡市特定建築物定期報告ツール保守等業務委託 に関する募集要項

令和8年度福岡市特定建築物定期報告ツール保守等業務委託について、受託していた
だける事業者の方を次のとおり募集し、見積合わせによる選定を行います。

1 業務名

令和8年度福岡市特定建築物定期報告ツール保守等業務委託

2 業務の内容

別紙「仕様書」（別紙1）参照

3 見積合わせ参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この見積合わせの公示日から契約の相手方決定の日（契約の相手方決定がなかったときは、この見積合わせの終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この見積合わせの公示日から契約の相手方決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 福岡市税に係る徴収金（市税及び延滞金）を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 仕様書に記載されている保守対象物について、確実に保守業務が遂行できること。
- (8) 過去に官公庁に対して、RPAシナリオの保守業務の実績を有していること。
- (9) 保守等の対応を求める場合で福岡市役所へ来庁指示があった際、迅速な対応が行えること。

※ なお、契約の相手方に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 質問の提出

本業務内容にて質問がある場合は、「質問書」（別紙3）を提出してください。

（1）提出期日：令和8年2月24日（火）17時まで。

（2）提出方法：持参、電子メールまたはFAXにて提出すること。

※電子メールまたはFAXの場合、提出した旨を電話にてご連絡ください

（3）回答方法：市HPにて質問事項と回答内容をお知らせいたします。

5 見積合わせ参加申請書の提出

参加希望者は、以下の書類を提出してください。

（1）提出書類 ①参加申請書（別紙2）

②官公庁におけるRPAシナリオ保守の受託実績を証明できるもの

③納税証明書（福岡市競争入札有資格者である方は不要です）

（2）提出期間 令和8年2月16日（月）から 令和8年3月2日（月）まで

（土、日、祝日を除く10時から17時まで）

※郵送の場合は提出期間までに必着とする

（3）提出先 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

福岡市住宅都市みどり局建築指導部監察指導課

E-Mail : kansatsu.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

（4）提出方法 持参、電子メールまたは郵送にて提出すること

※電子メールまたは郵送の場合、提出した旨を電話にてご連絡ください

6 参加資格通知等

（1）参加申請書を提出した者のうち、審査の結果、参加資格があると認める者に対して、令和8年3月4日（水）までに電子メールにて参加資格通知書を送付し、電話にて受取確認連絡を行います。見積合わせ等、今後のスケジュールにつきましては、後日、別途にお伝えいたします。

（2）参加申請書を提出した者のうち、参加資格がないと判断した者に対しては、電子メールにて参加不適格通知書を送付し、電話にて確認連絡を行います。

7 お問い合わせ先・書類提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階

福岡市住宅都市みどり局建築指導部監察指導課 松村

T E L : 0 9 2 - 7 1 1 - 4 7 1 9

E-Mail : kansatsu.HUPB@city.fukuoka.lg.jp